第六十六条の十一の四第一項第三号を削り、同条第二項第一号中「又は第六項」を削り、「、第五項」を「から第六項まで、第八項」に改め、「、同法」の下に「第五十八条の規定の適用があるもの、同法」を、「なつたもの」の下に「同法第八十条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの」を加え、「この号及び次号」を「この条」に改め、同号ロ中「前項」を「この条」に改め、同項第二号中「及びハ」を「からニまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　当該適用事業年度前の事業年度で次項の規定の適用を受けた各事業年度における第四項第二号イに掲げる金額に相当する金額として政令で定める金額

第六十六条の十一の四第二項第三号中「適用事業年度の」の下に「所得限度額（ニを加え、「の百分の五十に相当する金額から前号ハ」を「から法人税法第五十七条第一項ただし書（同条第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損金算入限度額を控除した金額をいう。第四項第三号及び第六号において同じ。）から前号ニ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　通算法人（当該通算法人又は他の通算法人が認定事業適応法人に該当する場合における当該通算法人に限る。）の適用対象事業年度（当該通算法人の適用事業年度又は認定事業適応法人に該当する他の通算法人の適用事業年度終了の日に終了する当該通算法人の事業年度をいう。次項において同じ。）において法人税法第六十四条の七の規定を適用して同法第五十七条の規定を適用する場合において、当該通算法人の同法第六十四条の七第一項第二号の規定により欠損金額とされる金額のうちに特例通算欠損事業年度において生じたものがあるときは、第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号ハ(2)	控除した金額	控除した金額に当該十年内事業年度が租税特別措置法第六十六条の十一の四第四項（認定事業適応法人の欠損金の特例）に規定する特例通算欠損事業年度（以下この条において「特例通算欠損事業年度」という。）である場合における当該通算法人の同項に規定する非特定超過控除対象額（以下この条において「非特定超過控除対象額」という。）に相当する金額を加算した金額
第一項第二号ハ(3)	控除した金額	控除した金額に当該十年内事業年度が特例通算欠損事業年度である場合における当該他の通算法人の非特定超過控除対象額に相当する金額を加算した金額
第一項第三号イ	（以下	（当該十年内事業年度が特例通算欠損事業年度である場合には、当該通算法人の租税特別措置法第六十六条の十一の四第四項に規定する特定超過控除対象額（以下この条において「特定超過控除対象額」という。）に相当する金額を加算した金額。以下
第一項第三号ロ(1)	控除した金額	控除した金額に当該十年内事業年度が特例通算欠損事業年度である場合における当該通算法人及び当該他の通算法人の非特定超過控除対象額の合計額を加算した金額
第四項	みなし	みなし、当該他の事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額が当初申告特定超過控除対象額又は当初申告非特定超過控除対象額（それぞれ当該申告書に添付された書類に当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは当初申告特定超過控除対象額又は当初申告非特定超過控除対象額を当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額とみなし

第五項	異なり、当該	異なり、当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額が当初申告特定超過控除対象額若しくは非特定超過控除対象額又は当初申告非特定超過控除対象額（それぞれ当該申告書に添付された書類に当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なり、当該	
第五項第一号	を当該適用事業年度の損金算入限度額	並びに当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額それぞれ当該適用事業年度の損金算入限度額並びに当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額	
第五項第二号	とし、かつ	と、当該通算法人の当該適用事業年度の租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する欠損控除前所得金額から前号に掲げる金額を控除した金額を当該適用事業年度の同条第二項第三号の欠損控除前所得金額とし、かつ	
	の規定を	並びに同条第三項の規定を	
第五項第二号イ	を当該適用事業年度の損金算入限度額	並びに当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額それぞれ当該適用事業年度の損金算入限度額並びに当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額	
	場合	場合（イ及び次項において「当初申告の場合」という。）	
		をいう。次項において同じ。）並びに当該適用事業年度に係る租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第二号イに掲げる金額のうち、当初申告の場合における当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度に係る配賦資金額（当該各特例通算欠損事業年度終了の日に終了する他の通算法人の特例通算欠損事業年度の非特定超過控除対象額の合計額に対応する部分の金額として政令で定める金額をいう。）の合計額	
第六項	前項第二号イに掲げる金額	当初申告の場合における配賦欠損金控除額	
第九項	金額として記載された金額を	金額（当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度又は当該他の事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額を含む。以下この項において同じ。）として記載された金額を	

第六十六条の十一の四第五項中「前三項」を「第二項及び前三項」に改め、「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第三項の規定は、同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に第四項に規定する特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合（当該事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の全てにつき、それぞれその事業年度の確定申告書等に当該書類の添付がある場合に限る。）に限り、適用する。